（廃止措置の終了の確認の申請）

第百十五条　法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉の名称

［四～七　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第百十六条　法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　略］

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百十七条　法第四十三条の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十一条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百十八条　法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十九条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　［略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第百十五条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　廃止措置の対象となる発電用原子炉の名称

［四～七　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第百十六条　法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　［同上］

二　廃止措置対象施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［三・四　同上］

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請）

第百十七条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十一条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限）

第百十八条　法第四十三条の三の三十四第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十九条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十二条の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第百二十条　法第四十三条の三の三十四第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

2　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十四第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

2　［同上］